

総務常任委員会報告書

令和 3 年 8 月 23 日

委員長 清原 哲史

総務常任委員会に閉会中の調査事項として付託を受けた事項について、調査の概要を報告します。調査に際し、7 月 21 日に総務部長及び関係各課に出席を求め、委員会を開催しました。

【総務課】

＜報告事項＞①福岡県知事選挙執行に係る総括、②新型コロナウイルス感染症対策本部会議についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞知事選の総括で、2 時間繰り上げに対する削減効果の中に、折込チラシの費用はなかったが、それは削減効果にどう反映されているかとの問いに、新聞折込チラシは、2 時間繰り上げであっても 8 時までであっても行っている。2 時間繰り上げに関しては人的経費 50 万円程度の削減効果となっているとのこと。

閉鎖時刻を 2 時間繰り上げた理由はとの問いに、午後 6 時から 8 時までの時間帯の投票者数が少なかったことと、アンケート調査の結果 7 割が短縮に賛成であったこと。また、期日前投票所の投票率が 4 割を超え、定着してきたこととのこと。

新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、コロナワクチンの接種状況は報告されているかとの問いに、毎回保健福祉部からワクチンの接種状況、今後の予約をどうやっていくかの報告はあっているとのこと。

ワクチン供給量についての問題が取り沙汰されているが、これに対する報告や検討はされているかとの問いに、マスコミ報道でもあるように、希望量に対しかなり少ない量しか供給されない状況になっている。しばらくの間は予定どおり行えることが確認できているが、10 月以降は当初の予定数から減らすことも検討しているとのこと。

【人事秘書課】

＜報告事項＞①令和 3 年 7 月 1 日職員配置、②職員採用試験、③指定管理者評価、④職員の労務管理についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞東京事務所に人事秘書課所属の職員が派遣されたが、職務内容はとの問いに、4 月から福岡県東京事務所の研修生だが、福岡県の食材を使った店舗があり、そこで事務関係などを行っているとのこと。

職員配置の中で、再雇用される職員は元古賀市職員、県の職員、それ以外はどのような人なのかとの問いに、再任用職員は全てが古賀市職員を定年退職した者で、現時点で 28 人となる。任期付職員では、年齢制限を設けず募集・任用しており 65 歳以上の民間経験者の応募もあっている。また、会計年度任用職員にも 65 歳以上の再雇用者はかなりいるとのこと。

職員採用試験第 3 次試験の面接官は誰がするのか。また、採用試験の結果について本人が希望した場合、試験の得点、順位は開示されるかとの問いに、面接官は、市長、副市長、教育長になる。試験結果に係る個人情報の開示請求も受験生から例年出ており、本人個人分については開示しているとのこと。

職員の労務管理だが、複数の職員が 100 時間を超える時間外勤務をしているが、労働関係法や古賀市の関係条例に対し問題はないかとの問いに、コロナ対策係で複数人 100 時間を超える時間外が生じている。古賀市職員の勤務時間、休暇等に関する規則では、時間外は 1 か月 45 時

間以内、1 年 360 時間までという定めがあるが、業務量が大幅な増加等を伴い、限度時間を超えて勤務することを命じる場合、1 か月 100 時間未満、1 年 720 時間を超えない範囲と定められている。また、業務内容によってはこれを超えることもやむを得ないという中に、感染症についての健康危機管理業務があり、この規定からすると問題はないということになるが、100 時間は過労死ラインといわれる状況であり、職員の時間外勤務については、極力削減していく必要があるとのこと。

ワクチン接種という事業は、昨年 10 月には決まっていたもので、3 月の勤務状況などを見るとある程度推測でき、対応は考えられなかったのかとの問いに、国からワクチン接種体制の整備等について事前に通知も来ており、人員体制をどうするかを協議し、増員等も図った。業務内容の詳細が見えてくる段階で、人員が更に多く必要となり、追加の増員等を図ってきたとのこと。

コロナ対策係だけの問題ではなく、職員の健康管理面からも業務量の把握、適切な対処をすべき。長時間の勤務者には、産業医、保健師による面談が行われたとのことだが、対象者は何名で、全員が受けたのかとの問いに、健康管理については、毎月産業医に 5 名、保健師に 5 名の枠があるが、コロナ対策係のすべての職員に実施できているかということ、枠に限りがあり翌月に回ることもあるとのこと。

【まちづくり推進課】

＜報告事項＞①まちづくり出前講座、②令和 3 年度公募型補助金審査、③つながりひろば活動状況、④多文化共生事業、⑤国際交流事業についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞外国籍市民のコミュニケーションが英語ではなく日本語であることを、市民に「広報こが」なりで周知し、気軽に声掛けできるようにすべきではとの問いに、市民の方に広く周知啓発していくことは非常に重要。今回、チラシを作成し、まちづくり出前講座で「使ってみよう！「やさしい日本語」」の講座を設けている。いろんな機会を捉え「やさしい日本語」の啓発に努めていきたいとのこと。

古賀市には、外国籍市民が約 900 人いるが、市内の企業に何人ぐらいの人が働いているのかとの問いに、外国籍約 900 人のうち「やさしい日本語」が特に有効だと考えているのは技能実習生で、令和 3 年 3 月末現在で 371 人。それ以外の方についても、「やさしい日本語」は有効だと考えているとのこと。

【財政課】

＜報告事項＞①令和 2 年度地方財政状況調査概要、②決算に関する資料の変更についての報告がありました。

【デジタル推進課】

＜報告事項＞①スマホ教室についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞庁内のテレワークの進捗状況はとの問いに、テレワークの推進は全庁的に進めているが、緊急事態宣言下の実施率としては、建設産業部で 10%程度、全体的には、3～4%ぐらいとのこと。

学校 ICT 化、特定健診への AI の活用などに、デジタル推進課はどう連携をとっているのかとの問いに、他課との ICT 関連での関わりについては、所管課が中心となり、相談等があれば協力するとのこと。

【管財課】

＜報告事項＞①入札結果、②公共施設等総合管理計画関連の策定スケジュール、③市営住宅入居状況についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞物品・役務契約の入札不調で、その後随意契約となっている案件と、再入札の案件があるがこの違いはとの問いに、基本的には再入札にかけるほうが望ましいが、入札するいとまがない時は随意契約をすることができるという規定があり、再度入札にかけると薬品の納期に間に合わないという理由から、随意契約としたとのこと。

公共施設等総合管理計画では、実施された審議会は3回で、4回目が7月30日になっているが、答申はいつ出るのかとの問いに、4回目の審議会で答申がまとまれば、8月の早い時期に会長から市長に対し答申が出るのではとのこと。

【経営戦略課】

＜報告事項＞①市公式ホームページ、②バナー広告、広報紙広告、③市民からの相談、④無料法律相談、⑤おくやみ案内、⑥公共交通、⑦シティプロモーション推進事業、⑧インキュベーション促進事業、⑨第5次古賀市総合計画の策定経過、⑩決算に関する資料の変更についての報告がありました。

＜質疑及び回答＞おくやみ案内を3割の方が利用したとのことだが、その評価、感想はとの問いに、古賀市はワンストップではないが、介護保険の還付申請や障害者手帳、療育手帳の返却もサンコスモに行かなくてもできるので、現段階ではうまくいっているのではないかとのこと。市民相談内容種別表の中で、福祉・健康が突出して大きいが、件数だけでなく内容的なものは把握しているかとの問いに、把握はしており、福祉・健康のその他に関しては、すべてコロナの関係とのこと。

地域公共交通網形成計画の中には、令和2年度から3年度にかけて施策、事業をやることが書かれ、現行の路線バスの見直し、利用しやすい環境の整備などがあるが、令和3年度でどう具体化するのかとの問いに、令和3年度については、交通ネットワーク再構築委託の契約を締結し業務を開始している。その中でネットワークの見直しと、利用しやすい環境については、地域協議会で地域の方と話し合い、どういう形でやっていくか検討するのが今年度の予定とのこと。

利用しやすい交通体系をめざすとの方針があり、A I オンデマンドバスも検討されるとのことだが、エリア的にはどこなのかとの問いに、A I オンデマンドバスの想定をしているのは、高齢化率が高い地域、路線バスの利用がしにくい地域で、まずは実証運行に着手すべきとの考えを持っている。具体的エリアは、花鶴丘1丁目から3丁目。ほかに高齢化率が高いということ言えば、日吉台もそれに当たるとのこと。

シティプロモーションは、予算概要説明書によると、今年度内と書かれているが、どのような計画を持っているのかとの問いに、シティプロモーション推進委託については、公式ユーチューブの開設と運営。公式ユーチューブチャンネルと連動したInstagramの運用を予定。また、GISを活用した情報発信等については、市ホームページからリンクし、GISを活用したページを作り、シティプロモーションを行っていくことにしている。予定としては、公式ユーチューブチャンネルは、10月の立ち上げをめどに準備作業をしている。既に公式Instagramがあるが、8月をめどに委託先による運用に変えていきたい。GISについては、年度の後半にGIS用のページを市のほうで作成しながら、業者から提供された写真、画像等を使い構築したいとのこと。

シティプロモーションに市民参加というのがあるが、具体的にはどうするのかとの問いに、

市民参加については、公式ユーチューブチャンネルでは動画、インスタグラムでは、写真の投稿と動画も一部ある中に、市民の出演という形で考えているとのこと。

総合計画の審議会に市長等が出席されているが、審議会の会長の要請なのか。また、何のために市長等が出席したのかとの問いに、審議会に市長が出席しているのは、会長から求められたものではない。市としては、審議会委員の質問や意見に対し、市の考え方を説明できるよう市長以下、関係する部課長が出席したとのこと。

会長の要請もないのに、諮問した側の市長等の執行部が審議会に出席することは、公平公正な審議がされていないのではとの問いに、会長のほうから要請があったわけではないが、コロナ禍でオンラインを活用したり、事前に質問等をいただき答えた上で議論を深めていく手法をとっており、会長からは質問に対して執行部としてきちんと説明責任を果たすよう求められていた。市長が出席したからといって、自由闊達な意見を阻害したとは思っていないとのこと。

以上で、閉会中の所管事務調査報告を終わります。